

医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認システム導入の義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関です。マイナ保険証の利用や問診票を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

つきましては令和6年6月より厚生労働省による診療報酬改定に伴い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

記

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3ヶ月に1回)	する	1点
	しない	2点

以上

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。